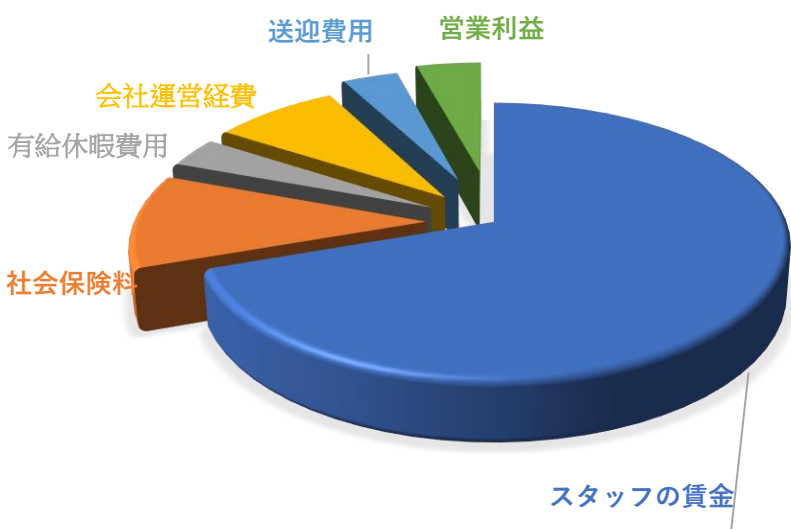


改正派遣法に基づくマージン率の公開について

対象期間：2020年7月1日～2021年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
125名	8事業所	15,125円	10,527円	30.4%



■内訳

契約料金の中で最も多くを占めておりますのが、派遣スタッフの賃金となります。

その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの各種社会保険料の会社負担分となります。また、派遣スタッフを取得する年次有給休暇についての費用も会社負担となります。

その他、派遣スタッフの多くが利用する送迎についても会社負担とし、車両運行費用等についても3.6%の会社負担がございます。会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者並びに人材コーディネータ等の人件費などの事業運営費用が発生します。

これらをすべて差引き、約4%程度の営業利益となります。

教育訓練に関する事項

派遣就業前に、新規採用者教育をはじめ、安全衛生教育を実施し、ビジネスマナー基礎・応用教育を必須としております。
テレワーク導入研修、パソコン研修、英語講座も実施しております。

教育訓練に関する事項 (海外人材向け)

派遣就業前に、新規採用者教育をはじめ、安全衛生教育を実施し、ビジネスマナー基礎・応用教育に加え、日本における就職について、在留資格の取得・変更・許可について、在留資格「技術・人文知識・国際業務」についてを取り入れて教育を実施しております。
それぞれのレベルに合わせた日本語能力試験対策講座も実施しております。

労働者派遣法30条の4第1項 の労使協定の締結の有無

有

左記、労使協定の有効期間

2021年4月1日～2022年3月31日

左記、労使協定の対象となる 労働者の範囲

すべての派遣スタッフ